

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年3月17日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、3月17日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

では、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。今日はお疲れ様でした。

今日の定例会の話ですけれども、柏崎刈羽7号機の燃料装荷を事実上止めるという決定だったというふうに私は理解しているんですけども、この狙いについて、改めて聞かせてください。

○更田委員長 決定という類いのものではないし、まだ命令として確定したものではないので、今の柏崎刈羽の置かれている状態からすると、試験承認っていう検査を行うためには、例えば、燃料であったら、炉物理試験をやろうと思うと炉心に燃料を入れられないので、検査の途中段階で燃料を入れていかどうかっていうような承認を求めてくる。検査は、まだまだそこまで行っていないので。

これは、評価が確定したら、どういう命令を出すのか、あるいは出さないのかという議論は、これは表でやります。

核物質防護の、防護措置の強化を狙わなきゃならないわけだけど、防護を強化するには、守るべきものを、より安定したというか、確実な状態に置いておくというやり方もあれば、あるいは、守るべきものを囲む側のものを強化するという考え方もあるんだろうと思いますけども、いずれにしろ、核物質防護は、特定核燃料物質を盗取されたり、そこへ悪さをされないということのためのものですから、そういった意味で、核燃料の取り扱いというのが評価を確定した後の命令等のときに、どういう措置をとるかという議論の対象になるだろうというふうには思っています。

○記者 そういう意味では、評価が確定した段階で、改めて命令なりを発出されるということですか。

○更田委員長 今の段階で、東京電力が燃料装荷をしようとするとは到底考えられないので、実際上は、もう燃料装荷に向かって動き出さないというのは、事実上は見られているけれど、これは命令等によって確定したものではないし、それから、一連の核物質防

護にかかる不具合に、どう評価して、どういう命令を出すか、あるいは出さないのかという議論は、仮に東電が反論の機会を求めないということであれば、評価は来週の火曜日に確定しますので、そうすると、翌日の委員会で議論ができるのではないかというふうには思います。

ただ、反論の機会を設けるかどうかというのは、これは東電の判断です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 先ほど手を挙げられた、オオヤマさん、フジオカさんの順番でお願いします。

オオヤマさんお願いします。

○記者 読売新聞のオオヤマと申します。よろしくお願いします。

今の関係で、もう少しお話を伺いたいんですけども。

なぜ、核物質防護の案件を受けて燃料装荷という承認をしないのかという、関係性といえますか、その辺りについて、もう少し説明いただけますでしょうか。

○更田委員長 核物質防護には、是正命令という命令の出し方があります。

つまり、核物質防護に足らざるところがあったら、こういうふうに変更なさいという命令の出し方があります。

そうすると、例えば、外からの侵入に対して、例えば城壁を増やせとか、何か新たな装置を備えなさいというのも命令の一つだし、言い換えれば、これは、守るべきものどう囲い込むかという話なので、例えば守るべきものがどういう状態のときに弱いかと言えば、動かすとき、あるいは分散させるとき、一箇所に集まっていれば、その一箇所を守ればいいわけですけど、それが分散していると守りにくい。

余計な話ですけど、再処理施設なんか非常に難しいのは、面的に広く散らばるところが難しさになっているわけだけど、停止中の原子炉の場合は、燃料プールか、ないしは、今後は乾式施設にしか核燃料物質はないわけですけど、運転が始まると、それが炉心という形で増える。

ですから、核燃料物質の保管場所、それが存在する場所の数を減らすであるとか、あるいは、移動中というのは、ある種の状態も考えれば、核燃料物質の移動をさせないということは、核物質防護上の強化措置だということではできると思います。

○記者 ありがとうございます。

今日の委員会や、今後の審査とか、許認可関係の取り扱いの方針としまして、安全性向上の維持に関わるものですか、起動操作に関わらないものは、通常どおり審査を進めるということなんですけど、今後、例えば、東京電力から何か審査があった場合に、これは審査の手続きを進めないというのは、燃料装荷の承認申請以外に何か考えられることはあるのでしょうか。

○更田委員長 これは仮定の話ですからね。

ただ、例えば核燃料に関するもので言えば、新燃料の搬入ですとか、およそそれぐら

いだと思います。

○記者 ありがとうございます。

例えばの話で申し訳ないですけど、恐らく現実的にはあまりないと思いますが、東通原発の設置変更許可などの申請があった場合はいかがでしょうか。

○更田委員長 そうですね、特に議論をしているわけではないけれど、しかも、今、私たちは他のサイトの審査、BWRで言えば島根の審査等をしているところでもありますし、あまりに仮定の話ですけども、急いで東京電力が、今、東通の申請をととも考えにくいですし、あまり現実的ではないんじゃないでしょうか。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 では、フジオカさんお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

柏崎刈羽の核物質防護設備の代替措置の考え方について伺いたいですけれども。

例えば、安全系だったら、設備が故障した際に、いつまでに、どういうふうな対応をするかというのは、あらかじめ決められて認可等がされていると思うんですけど、東電は、これまでの説明で、代替措置をとったんだけど、これが検査に入ったことで不十分だったということが明らかになって指摘された。

だから、代替措置の内容はさておきなんですけど、この認可等の段階のときに、代替措置というのが規制と事業所内で明確に決められているようなものだったんじゃないのかなと思います。この辺りのルールって、どのようになっていましたでしょうか。

○更田委員長 通常、何かの機能を代替させようとしたら、元の機能の性能と同等以上のものでやらないと補えないって普通は考えるじゃないですか。

東京電力は、失われている機能を補うために代替措置をとっているという説明だったんだけど、検査に入ってみたら、とてもそれが元の機能を代替しているとは言えないようなものだった。そういうことだご理解ください。

○記者 中身に入るんで差し障りがあるところだと思うんですけども、仮に、今後それを、評価も出て是正していこうとなった場合は、そういったところまで変更認可申請みたいなものが必要になってくるようなものなのか、あるいは、何かしら運用で変わってくるようなものか、その辺りってどういうふうな考え方なんでしょうか。

○更田委員長 核物質防護規定違反で、違反であって、その違反状態を是正して元に戻せば足りるんだという判断であつたら、本件は核物質防護規定違反であって、核物質防護規定そのものは十分だったっていう結論になるわけですけども、恐らく、それは考えにくいだろうなと思います。

これは先の話ですし、仮定の話だし、さらに、委員会としても議論しなければならない話ではあるけれど、ただ、機能の一部喪失が多数にわたっていたこと等を考えれば、さらに言えば、柏崎刈羽なりの核物質防護規定について、こういったことがあったこと

を受けて、何か、さらに考え足さなきゃならない部分が出てくるかもしれない。

その考え足さなきゃならない部分を、規定としてしっかり定めておこうという議論になれば、当然、核物質防護規定の再申請で審査をし直すということになるだろうと思います。

本当に予想ではあるけれど、核物質防護規定そのものの議論に及ぶ可能性が高いだろうと、今の時点では思っています。

○記者 そうなると、仮定を積み重ねるようなことで恐縮なんですけれども、評価が終わった後に、何かしら変更申請を求められた場合、申請を受けて、何かしら非公開で審査をしていくという形になると思うんですけども、どれぐらいの時間が、審査側で考えた場合に、かかるものなんでしょうか。

○更田委員長 内容次第としか言いようがないですし、さらに、極めて具体的なものを規定するんだったら、こういうものを何個とかという規定をするような変更であれば、審査に長い時間はかからないかもしれないけれど、例えば、管理であるとか品質に関わるようなものを、規定の中で、ある水準なりを定めて行こうとすると、これはそんなに短い時間では終わらないでしょうから。

フジオカさん、仮定の上での仮定が重なっているので、その期間の見通しというのは今の時点で申し上げることはできないですね。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。

はい、じゃあ、ヤマガタさん。

○記者 河北新報のヤマガタです。よろしくお願いします。

今日の午前中の委員会の議論の中で、1Fと2Fの廃炉に関する話もありましたけれども、基本的にこの廃炉については止めるわけにはいかないということで、従来どおり実施する、手続きを進めるということなんですけれども、これは、つまり、今回の柏崎刈羽の問題と、この1F、2Fの廃炉の手続きというのは基本的に切り離して考えるという認識でよろしいでしょうか。

○更田委員長 これは委員会の意見というより、私の意見ですけども、決して切り離して考えると言うつもりはありません。

当然、東京電力という組織全体に関わる議論にいずれ及ぶでしょうし、それから、例えば経営の関与といったような議論になるだろうと思っています。

したがって、東京電力は、福島第一、福島第二、柏崎刈羽、東通と、こういった全ての原子力に関わる活動に関して責任を負っているので、それを切り離して考えようとは思いません。

切り離して考えようとは思わないんだけど、福島第一は今、リスクを下げる戦いをしているわけですし、福島第二も廃炉作業ということで当面そんなにリスクは変わっていくわけではないけれど、それでも最終的には燃料を搬出して、構造物を解体してと

いう作業なので、福島第一も、福島第二も、リスクを下げる方向の活動であるので、柏崎刈羽での不始末のためにリスクを下げる活動まで止めてしまうというのはよろしくないだろうということで、今日、その廃炉に関わるものに関しては進めようという判断をしましたが、これは決して東電の活動を、これはこれ、あれはあれと切り離すという意図からのものではないというふうに考えています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

それから、昨日の会見でも少し触れられたと思うんですけども、今回の問題は柏崎刈羽特有の問題と考えるのか、あるいは東電特有と考えるのかとか、当然、他の事業者は大丈夫なんだろうかという疑問が単純に出てくるんですけども、検査の強化などをほかの事業者にも展開するお考えというのは、今のところありますでしょうか。

○更田委員長 まず、当然のことながら、他の事業者ではどうなんだ。私たちは、きっちりそれを把握できているのかという問いかけは、この赤のような事例があったときには当然思いますので。

ただし、今、柏崎刈羽は、一瞬でも、短い期間でも、弱い状態であってほしくないの、柏崎刈羽の事案を捕まえに行く努力と、並行して他電力でどうなんだというのをやっつけていかなきゃならない。

この配分の問題というのはありますけども、当然ながら、委員会としても、他の事業者の核物質防護はどうなんだという問題意識は持っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問はございますでしょうか。

じゃあ、コツボさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のコツボです。大きく2点伺いたいんですが、1点目は、先ほどのフジオカさんの質問に関連して、核物質防護規定の議論というのは、追加検査とかが終わった後で必要になってくるようなものなのか、その辺のスケジュール感を教えていただけますか。

○更田委員長 これもやっぱり仮定の話ではあるんですけど、一般論から言えば、検査で確認した事実に基づいて、それを反映させるということになるだろうと思いますので、多少はラップするところあるかもしれないけど、考え方としては、まず検査で確認して、それを核物質防護規定に反映させるという形になると思います。

○記者 あと、制度上のことで、午前中も聞いちゃったんですけど、要は、その議論が行われなくても、法令上は別に再稼働すること自体は可能ということなんですか。

なかなか、そこでやるとも思えないんですけど。

○更田委員長 うちが全部OKって言えば、そうなりますけれども。

例えば、使用前確認はOKだよって言って、それならば。ですけど、それはあり得ない話なので。

というのは、核物質防護をしっかりさせるっていうのは事業者の義務なんですよね。それが今、赤という事例が出ているにも関わらず、規制当局が、使用前確認をあげて、検査確認終了というのは、あり得ないということですね。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

もう一点は、昨日、東京電力側の説明で、2019年度の分のセキュリティに関する不備とかについては、件数とか、あるいは処理にかかった日数というのも報告していたというような説明をしているんですけども、要は、そのときの処理の日数とかを見れば、これは随分時間がかかっているんじゃないかとか言って、規制の側も気づけたんじゃないかという気もするんです。その辺の受け止めは、いかがですか。

○更田委員長 これは、今の時点で、例えば東京電力がプレスで公表していますよね、資料を。あれと、うちの担当部門との見解には齟齬があるんです。

私たちの認識で言えば、東京電力はきちんと報告できていないという認識なんです。

というのは、1月27日に報告があったものに関しては、どちらかというところ——難しいなこれは。どちらかというところ、比較の問題だけど、ヘビーな故障で、じゃあ、その他の物というのは、どちらかと言うところ、ワイドっていうところあまり当たらないかもしれないけど、軽いコスト。

ただし、それにしても、改善活動の報告の中に流れていて、その他の改善活動と全部ごっちゃになってFAXで送られて来るといような代物です。

したがって、それをもって、ほかの部分の機能の一部が喪失しているのも報告だと言っているのは東電だけなんです。

そういった意味で、これも今後の検査の問題ですけど、彼らが何をもってして規制当局に伝えてあるとしているのか、それは、どういう意識によるもので、誰がそれを承認したものかというのは、検査の中で明らかにしていこうと思います。

○記者 分かりました。

最後にしますけども、東電は報告した、規制としてはそうは認識してないというのが、この間ちょっと目立っているんですけども、そういう両者の認識の齟齬とかについて、率直にどういうふうに受け止めていらっしゃるかというのを、最後に教えていただけますか。

○更田委員長 これは、細部に関してはあるのだろうと思いますけれども、ただ、今の時点での東京電力の認識に関わる問題なので、やはり東電にはしっかり正していく必要があるだろうし、双方が、どういう状態を報告と呼び、どういう状態を連絡と呼びというのを、それから、さらに、それが東電独特の判断によるものなのかというのは、しっかり把握をしていきたいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますか。

ユイさんで、そのあとアラキさんをお願いします。

ユイさん、お願いします。

○記者 新潟日報のユイです。よろしくお願いします。

先ほどの質問に関連してなのですが、仮定の話で恐縮なのですが、東電から正しい報告がその時点であったとしたら、まとめた報告でなくて、きちんとした報告があったとすれば、今回の赤という事態にはならなかったとお考えですか。

○更田委員長 それはすごく内容に関わるんですけど、必ずしもそうではないと思います。それだけではないと思っています。

今回の事例というのは、機能の喪失が長期間にわたってあって、それがなかなか復旧されていなかったということと、それから、その復旧されるまでの間の代替措置に関わるものなので、各設備の機能が失われている状態の報告が極めてクリアに、またタイムリーに規制当局に行われていたらどうだったかという御質問なのですが、必ずしも赤でなかったとは言えないと思っています。それでも、なお赤だった可能性はあると思います。

ただ、大変難しい質問で、正確にお答えするのは難しいです。

○記者 それは、今後、検査が進んでいけばもう少しクリアになってくるという理解でよろしいでしょうか。

○更田委員長 そうですね、各設備の状態に関する報告というのは、全体の中の本当に一つの要素にすぎないですけども、それも当然、今後の検査の中で明らかにしていきたいと思っています。

○記者 すみません、あと、話題が替わってしまうんですけども、今日の定例会の議題1のところを決めた規制委としての対応なのですが、保留にする、保留をかけるという対応について、どういう状態になったら保留の状態が解かれるのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

○更田委員長 これは表の委員会でいずれ議論をします。

今回のものも、検査に関わるものですが、評価が確定をしたらどういった命令を出すのか、あるいは出さないのかという議論を表でやりますし、また、命令を出す場合には、当然、命令は無期限ということもあるでしょうけども——無期限ってあるのかな。炉規法には運転停止命令というのがあるんですけども、運転停止命令って炉規法に1年以内って書かれているんですよ。

だから、1年以内の運転停止命令を連発するというやり方だってなくはないんですけど、ちょっとないでしょうから、そういう意味では、当然、何らかの措置を命令となった場合には、期間もその場で議論することになると思っています。

これは将来の公開の委員会での議論の対象なので、今の時点で私の見解を申し上げると、ほかの委員に対するバイアスにもなりますので、今の時点で意見は申し上げないでおこうと思います。

○記者 あと、また話題が替わってしまうんですけども、地元としては、今回、保留という対応をかけた起動前の試験の段階で、地元の再稼働に向けたと同意が必要という共通理解があるんですけども、改めて、今回ハードルを設けたという形になっていると思うんですけども、それも踏まえて地元の理解についての御認識を。

○更田委員長 これは、常々お話をしているところですけども、規制は規制として、地元の方々のいわゆる同意プロセスは同意プロセスとして、それぞれ役割があって、またそれぞれ重要なものですから、独立しているべきだと思っているんですね。

規制は、地元の同意プロセスに介入したり関与したりするべきではないし、これは、かつての東京電力福島第一原子力発電所事故以前の規制当局の在り方に対する反省ですけれども、かつての規制当局は、御地元が同意をされる前に、地元、推進当局と資源エネルギー庁と一緒に地元へ行って説明して、どうぞ、私たちはしっかり見ましたから御安心くださいって一緒に頭を下げていたわけですけど、これこそ、まさに規制の虜であって、この反省から生まれた組織でもありますし、また、先ほど申し上げたように、地元のプロセスは地元のプロセスとしてしっかり進められるべきだと考えているので、私たちは、この規制と地元の同意プロセスがコンタミしないようにというのはどういう意味なのですかね。コンタミって汚染という意味ですけども、混じり合ってしまうことのないように、それぞれ離れているべきだと思っていますので、私たちの燃料装荷に対する考え方であるとか今後の命令というのは、特に御地元のプロセスを意識したものではありません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、アラキさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のアラキです。

同じく東電の柏崎刈羽の件でお伺いしたいんですけども、東電が行っていた、故障した装置の代替措置についてなのですけども、東電としては、過去に核物質防護規定という形で認可を受けたものに基づいて代替措置を取っていたという認識だったのかなとも思っているんですけども、もしそうであれば、核物質防護規定という、そのものが事業者と規制当局とで解釈に違いがあったということになれば、それはそれで問題かなとも思っております、ただ、そもそもそういう解釈が違っていたのではなく、それ以前の問題で、東電の認識が甘くて代替措置が不十分であったという、それに尽きるのでしょうか。

○更田委員長 一つ目と二つの違いが、いま一つはっきりしませんでしたけど、一つ目は解釈の違いね。二つ目は。

○記者 二つ目は、別に解釈の違いではなくて、そもそも、これで十分、代替措置、東電の認識が甘かったという、ただそれだけに尽きるのかという。

○更田委員長 さあ、それは分からないですね、今の時点でね。

解釈の違いで、どっちが軽いんでしょうね。だけど、解釈の違いがもしなくて、それで結果として現れる代替措置があればいいのだとしたら、これは相当、頭を抱えるというか、だから、当然解釈の違いもあつたらうし、さらに、そこで代替措置として、というのは、既に検査の中で、ごく一部ではあるけれど、東電職員の中に代替措置が不十分ではないかという懸念を持っていた人はインタビューでも確認をしているんですね。

ですから、恐らくは、アラキさんがおっしゃったような二つに一つではなくて、解釈の違いもあつたらうし、さらに言えば、ぬるいところ、東電の対応に緩いところがあつたのではないかと思いますけど、いずれにせよ、これは検査を通じて明らかにしていきたいというふうに思います。

○記者 これは仮定の話になって恐縮なのですが、もし解釈の違いが生じるような規定になってしまっているのであれば、そこは、より分かりやすいように、解釈の違いが生じないように、審査で変更していく必要はあるかなとも思うんですが、その点はいかがでしょう。

○更田委員長 これは非常に難しい、工学的とか、あるいは科学的に難しい議論かというところ、あるところを人が通らないようにしてくださいというような話だから、十分な措置かどうかというのは、見解の相違という類いのものではないだろうと思うんですね。

さらに言えば、機能が一部喪失しているときの埋め合わせのための手段というのは、元の手段よりもしっかりしたようにしようとするのが普通の考え方であって、その点で東京電力が取っていた代替措置というのは極めて首をひねるものだったので――しゃべり過ぎですか。だけど、極めて首をひねるものだったので。

ですから、見解だとか、核物質防護の重要性に対する考え方、それから、同じことですが、きっちり遵守するということに対する意識がどうであったかというのは、今後、時間をしっかり取って検査の中で正していきたいというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

あともう一点あるんですけども、午前中や午後の衆院の予算委員会の答弁のほうで、保安規定についても問われていたと思うんですけども、その保安規定についてのときには、変更も視野に入れて今後の検査を進めたいというような趣旨の言及があつたかなとも思うんですが、保安規定の変更を視野に入れるということになると、保安規定の再審査ということも必要になるというふうに思ってますらっしゃるんでしょうか。

どのくらい具体的に考えてらっしゃるのか教えていただければと。

○更田委員長 一般論からすれば、核物質防護に関する背景となる要因に大きな欠陥なり劣化があつたとすれば、それが安全のほうに影響を与えていないとはなかなか考えにくい。

ですから、これも今後の検査の話ですけど、今日も答弁でお話ししましたが、やっぱり段階を踏む必要があつて、まず核物質防護に関する検査をきっちりやって、必要であれば核物質防護規定に関する議論もやって、そして背景となるものなどはしっかり把握

できて、さらに大事なことは、東電との共通理解になることが必要で、我々が押しつけたものというのは決して根つきませんから、東電自身がしっかり理解する必要があって、そういった議論を経て、その背景要因が安全のほうにも関わるということであれば、今度は保安規定の変更申請がなされるだろうし、そうすると保安規定の審査に入る。

ただ、今日の答弁の趣旨は、将来の保安規定の審査であるとか議論を否定するものではないという意味です。でも、私たちとしては、まず核物質防護に関する検査をしっかりとやっていきたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

つまりは、くどいようですが、その否定をするものではないというだけで、まだ、そこを正確にやるかどうかという本腰に入るわけではなくて、まずは核セキュリティのほうでやっていくと。

○更田委員長 核セキュリティの部分で事実をはっきりさせる、それから東京電力の核物質防護がしっかり強化されるということを確認して、その上で、その背景要因となるものの議論をします。

この背景要因となるものについて、反映させる部分があれば保安規定に反映させていくと考えるのが自然だと思います。

○記者 分かりました。どうもありがとうございます。

○司会 ほか、御質問はよろしいでしょうか。

じゃあ、スズキさん、お願いします。

○記者 新潟日報のスズキと申します。よろしくお願いします。

先ほどとまた関連になるんですけども、今日の参議院の予算委員会で、小早川社長と一緒に同席されていたかと思うんですけども、小早川社長の答弁に関して、結構、議員のほうからも、深刻な受け止めが足りないとか、かなり厳しい指摘が相次いだかと思うんですけども、そのそばで委員長もお聞きになっていて、その小早川社長を含めて東電の姿勢についてどのようにお感じになったのかお聞かせ願えますでしょうか。

○更田委員長 国会の場における答弁について、私が感想なり見解を申し上げる立場ではありませんけれども、御質問の中にあつた東電の姿勢、それから東電のトップの関与というのは、今後、これも段階がありますけど、検査の中で当然の関心の対象になります。

これは一部答弁でもお答えをしましたが、現場の方々がどう認識していたか、さっき、毎日のアラキさんの質問の中にもありましたけど、見解の相違なのか、それとも怠慢なのか。そういったのは、東電全体で一つというのではなくて、やはり現場で、現場の認識や姿勢はどうであったのか、それから、核物質防護には管理者が置かれていますので、管理者はどう関与していたのか、さらに言えば、所長の責任というのは非常に大きなものがありますので、柏崎刈羽原子力発電所の所長の関与はどうであったのか、さらには、本店で経営層がどう関与していたのかというのは、当然、私たちの関心の対

象になりますし、事案の細かいところそれぞれが、どの時期に、どのタイミングで、どこまでいっているか、そしてどういう指示を与えているのか、指示を与えていないのか、こういうのを一つ一つ確認していく必要があるだろうと思います。

ですので、国会答弁については何も申し上げることはありませんけれども、当然、東京電力のトップとして小早川社長がどういうふうに報告を聞かれて、どういう指示を出した、出さなかったか、あるいは、核物質防護に対して社長としての意識はどうであったのかというのは、プロセスの中で明らかにしていかなければいけないことだと、そういう認識です。

○記者 それで、先ほども、要はトップの関与、関心の対象だというお話ですけれども、その検査に関わる場所かもしれませんが、今後、例えば小早川さんとか経営陣と直接、委員会で、皆さんでお会いをして、面談というか分からないですが、面会というかをして、直接話を聞く場を設けるとか、そういった方針というか御予定というのはあるんでしょうか。

○更田委員長 具体的な予定があるわけではありません。ただ、将来の可能性は否定しません。

○記者 その場合はもう、委員会のほうから求めるという形になるんでしょうか。

○更田委員長 通常はそうですね。東京電力のほうから言うことってあまりないので、こちらから問いかけることになるだろうと思います。

○記者 それから、先ほど出たところで、地元同意の部分なのですけれども、先ほど、委員長も、規制と同意のプロセスというのは別のもので、独立して考えるものだという前提があるので、お答えができないかもしれませんが、東電が地元自治体の同意を得ないと、要は再稼働というステップには進まないということを言っているわけですけれども、今のこの現状を捉えると、なかなか同意を得るとするのは難しいのかなと思うんですけれども、委員長御自身として、地元自治体の同意は得られるというふうに今現時点で思っていられるのかどうか、これは答えられるか分からないですけれども、いかがですか。

○更田委員長 それはやっぱり、私の立場では言及すべきことではないと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問はよろしいでしょうか。

今、フルサワさんが挙げていらっしゃいますけど、ほか、御質問はよろしいですか。

じゃあ、最後、フルサワさん、お願いします。

○記者 電気新聞のフルサワです。よろしくお願いします。

そもそもなのですけれども、今回その代替措置が不十分であるというようなことを指摘して、確認して、こういう状態になったんですけれども、これまでそういう指摘がなされなかったりとか、そういうことについては、例えば、新検査制度と旧制度との違い

みたいなものは何か関係、つまり、旧制度では見つけるのが難しいような事案だったみたいなことは考えられるんですかね。

○更田委員長 これから検査の中で、今回の事案についてきっちり調べていく中で、それはより明らかになるだろうと思います。

ただし、今回の事案に関して言うと、新検査制度でフレキシブルに見に行けるというのは、明らかに有利だったのは事実です。

○記者 それと、2018年1月以降にも、過去に遡っても、そういう事象があったというようなことも判明していますけれども、これからこの検査が進むと、さらに詳細にそういう内容とかが出てきたりとか、さらに過去の事案とかが出てきたりするといった場合に、それは検査指摘事項として加わっていくのか、どういう扱いになっていったりするんですかね。

○更田委員長 指摘事項として加わっていくことはないだろうと思いますが、ただ、当然、今回の私たちの関心の中には入っていて、今の時点では、昨年3月以降の事例に関して押さえていますけど、それ以前の事例についてもどうであったのか。というのは、事はもう東京電力の核物質防護に対する姿勢に関わる議論になっているので、当然、20年3月、昨年3月以降のものだけを押さえるのではなくて、過去はどうだった、さらに言えば、東京電力って、昨日の会見でも申し上げましたけど、じゃあ、何で東電スペシャルがこんなに続くんだと。

データ改ざんであるとか、データ隠蔽であるとか、他社で例がなくて、あれは明らかに、特に、データ改ざんに関して言えば東電スペシャルです。福島第一原子力発電所事故は、これは言うまでもない。

何で、こういう新しい、驚くような不具合なり不始末なり、あるいは不正なりが東京電力に続くのかという議論には当然及びますので、これは可能な範囲ですけれども、過去についての問いかけというのも当然していくことになります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—